

朝鮮出身軍人軍属戦没者遺骨引渡し問題について

日本側解決案 60.1.23	韓国側合意文案 65.12.24	問題点、外務省	問題点、厚生省
(1) 厚生省は、「7年以内に遺族の申し出がない場合は残った遺骨についてには日本政府がしかるべく措置する」旨を明記の上、国内で遺骨リストを公示する。	1. 日本厚生省は、7年以内に遺族の申請がない場合、残余の遺骨に対しては下記事項に従って措置する という意味を明記し日本国内で遺骨名簿を公示する。		
	回答なし		韓国側では触れていないので、韓国側に回答を求める。
(3) 遺族が判明した場合は、従来とおり正當な遺族であるかどうか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後1年を経過した時点で、なお遺族の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。	2. 前1項の公示期間終了時点で、日本政府は、韓国を本籍地とする者の遺骨全部		[処理方針] 韓国側に問題を提起し検討を要求する。

(1) 以下道骨に対して韓国政府が
然るべき祭祀を行う。

[Redacted]

回答「なし」

3. 韓国政府は、前記の引受けた
道骨のうち道骨が確認された
場合には同道骨を当該道骨に
引渡す。

[Redacted]

韓国側では触れていないので、韓
国側に回答を求める。

[Redacted]

[Redacted]

外務省と同じ

外務省と同じ

[Redacted]

り

外務省と同じ

